

—RIM 国内製品ラック価格の評価基準 (2010年3月版)—

価格評価の原則

価格評価は、「市場参加者の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「最も多く取引を成立させ得る価格帯」を「実勢相場」として表すことにある。このため、取引の件数、会社数ならびに数量を吟味して価格評価を行う。極端な高値、安値の取引はそれが仮に事実であっても、「実勢相場」から大きく乖離している場合、これを価格評価から除外する。価格評価の要素としては、成約価格、オファー(売唱え)およびビッド(買唱え)を基本とし、固定価格を評価の最優先とする。

価格評価をする上で材料とする市場情報は、大別して次の2点とする。

- (1) 売買当事者双方から確認を得たもの
- (2) 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの

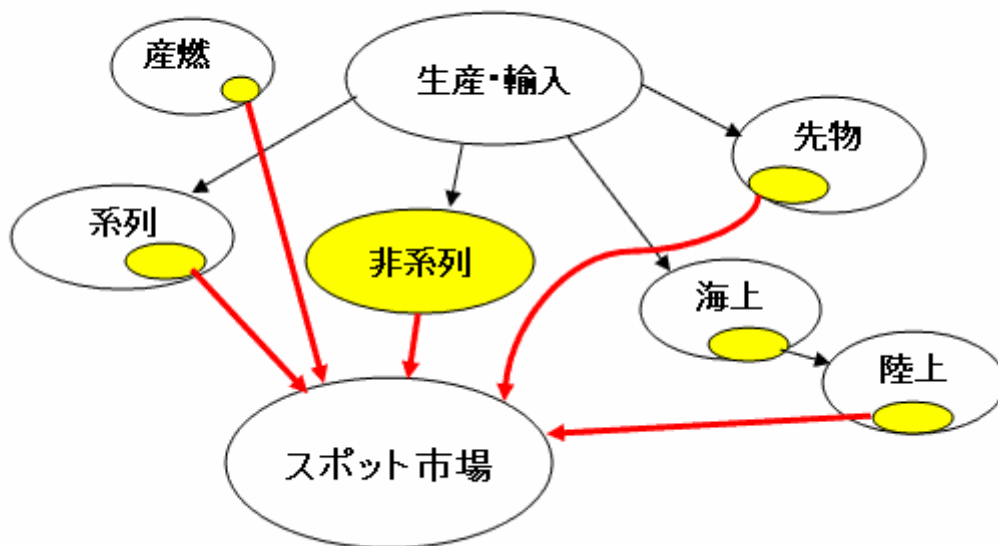
価格評価の対象となる取引

スポット・ベース*の新規取引**を評価基準に置き、製油所および油槽所のラック渡し、すなわちEXパイプを基準とする。価格評価においては、OTC市場での取材を基本とする。ブローカー経由、JOX(ジェー・オイル・エクスチェンジ)の現物取引、TRB(RIMのWEBサイト掲載のトレーディング・ボード)などの取引も参考にする。対象となる市場参加者***は限定しない。届けベースの取引は、実勢運賃を用いて、ラック渡し価格に換算したものを参考とする。ターム取引は除外する。産業燃料ユーザー向けのいわゆる直需、直売取引は、参考として考慮するものの、直接的な価格評価の対象としない。官公需関連の入札価格も同様の扱いとする。セット販売や交換(スワップ)取引などは価格評価の上で参考とするが、全面的に反映することはない。

*スポット市場に供給される生産、輸入品。これらのうち、非系列向けを中心に、海上市場から陸上市場に流入したもの、先物市場で現引きされたもの、油槽所の在庫、系列向けあるいは産業燃料向けだったもののスポット市場に流入したものなど、スポット市場で取引相手を限定することなく供給される製品をスポット供給玉とみなす。(図1参照)

図1

スポット供給玉

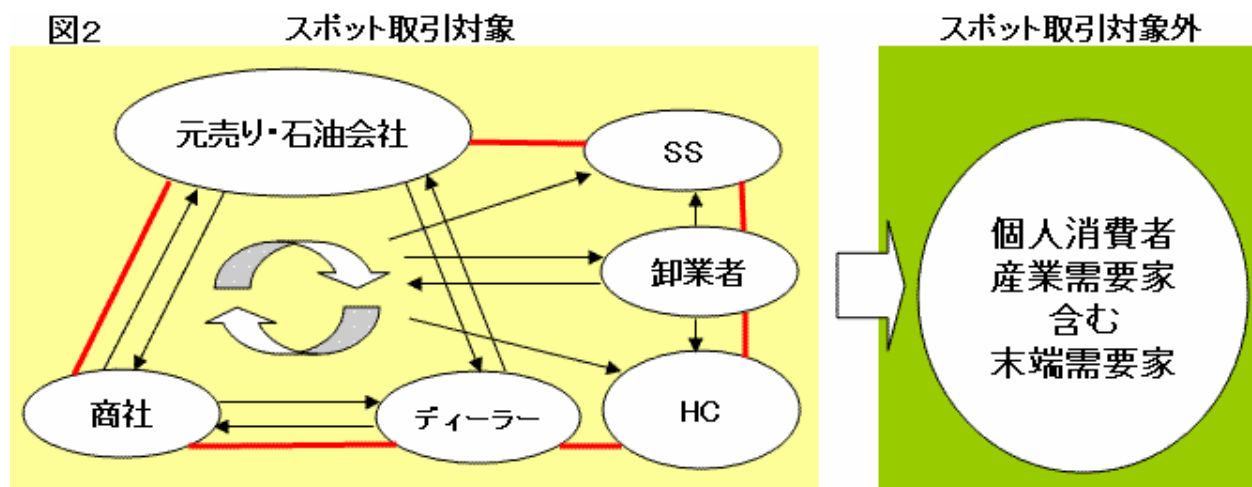


**新規取引とはその日に初めて浮上した商談を対象とする。最初に売買された数量を日を分けて同一価格で受け渡す、あるいは引取る場合、2日目以降については新規取引とはみなさない。卸業者がSS業者等の買い手に提示する見積もり価格で適用される受け渡し期間中に受発注された場合は、これを新規取引とみなし、その見積もり価格は評価の対象となる。

例: ○新規取引として扱うケース ×扱わないケース

	売り手	対象玉、価格	買い手
○3/1	A 商社→	①ノンブランドガソリン 500kl(2-5日デリバリー) 108.0円で成約	→B 商社
×3/2	A 商社→	①のうち200kl受け渡し 108.0円	→B 商社

***市場参加者は下記の図 2 のとおり



受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

製油所・一次基地および二次基地(油槽所)出しスポット石油製品タンクローリー取りの EX パイプ取引を価格評価の基準とする。ただし、届けベースの取引も価格評価において参考材料とするケースもある。その際、EX パイプ価格への引き戻しは実勢のローリー運賃を用いる。

RIM で価格評価する受渡地域は以下のとおり。

地域	出荷	摘要
北海道	油槽所	石狩、苫小牧の両油槽所出しを基準とする
仙台・塩釜	油槽所	仙台および塩釜の油槽所出しを基準とし、製油所出しを参考とする
千葉	製油所	
東京・埼玉	油槽所	東京のヤマサ小台油槽所、埼玉・八潮の三愛石油・東京ターミナル出しを基準とする
川崎	製油所	
横浜	油槽所	大東通商、橋本産業の両油槽所出しを基準とする
中京	製油所	
中京	油槽所	名古屋港潮見埠頭(9号地)、飛島の油槽所出しを基準とする
阪神	製油所	堺出しを基準とし、和歌山出しも考慮する
阪神	油槽所	
四国	製油所	
福岡	油槽所	福岡方面の油槽所出しを基準とし、北九州方面も参考とする

受渡数量

最低取引数量は 10kl とする。ただし、数量制限条件や数量値引き条件がついた取引における価格は、これをそのまま反映することはない。

受渡タイミング

レポート日の翌営業日の受渡物を評価対象とし、5 営業日先までを参考とする。ただし、月末最終営業日から起算して 2~5 日前の 4 日間についての参考の対象はすべて当月内受渡し物とする。なお、代金の支払い期間については前払いまたは受渡後 30 日以内の取引を基準とする。

価格評価時間帯

当日の価格評価は、10 時~16 時の間に成立した取引の価格や取引に関わる売買唱えを基準とする。JOX ならびに TRB の成約、売買唱えの対象時間は 15 時~16 時とする。16 時以降の取引は対象としない。

価格評価の対象油種

レギュラーガソリン、灯油、軽油、A 重油、LSA 重油の 5 油種を価格評価の対象とする。

品質

基本的に日本工業規格(JIS)+業界標準規格に合致した国産品あるいは通関後の輸入品を評価対象とし、スポット市場で広く流通しているものを「一般流通品」と見做す。特殊規格品は対象外とする。